

ハローワークは早期再就職を希望するみなさまを全力で支援します！

◎早期再就職のメリットとは？

- ① 生活リズムを維持しやすい(一度崩れると取り戻すのに苦労します)
- ② 不安や焦りを低減できる(失業期間が長引く⇒マイナス思考の悪循環へ)
- ③ 面接時に「ブランク」の説明が不要になる(人事担当者から聞かれる可能性大です)
- ④ 社会保険料の自己負担額を抑えられる(事業所が半分負担のメリットは大きいです)
- ⑤ 現在と将来に渡り生活が安定する(賃金 + **再就職手当** + 将来の年金減額を回避へ)



扶助
申請
手順

●長期失業のデメリットとは？

- ① 経済的リスクが増大する(受給中の生活だけでなく将来の年金にも悪影響が出る)
- ② 「ブランク」の説明が必要になる(少しゆっくりしたい気持ちは分かりますが…)
- ③ 仕事の知識・経験・技術のレベル低下(せっかくのスキルも維持向上がストップ…)
- ④ マイナス思考になりやすい(なかなか採用にならないのに「失業保険」は終了に…)
- ⑤ 焦って不本意な条件で就職⇒再離職の悪循環へ(働いてみて分かることが多いです)



既
新
登
記

注
目
！

(職業訓練のすすめ)長期失業のデメリットを「職業訓練」で解消！生活のリズムを整え、スキルアップを図ることで「ブランク」の説明も容易になり、経済的リスクも軽減されます。就職活動が思うようにいかない場合には、ぜひ早めに職業訓練をご検討ください。

【再就職手当の受給額をシミュレーション】

支給残日数(※1)

日

基本手当日額

円

%

--

再就職手当の額

円

(※1)就職日の前日まで受給したうえで残っている日数のことです

上限額あり(※2)

所定給付日数の2／3以上なら70%
所定給付日数の1／3以上なら60%
1／3未満なら対象外となります

●再就職手当が支給できる条件等は、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり(23~25ページ)」

鹿児島労働局ホームページ>右上のメニュー>各種法令・制度・手続き>雇用保険関係>資料・求職者で確認できます。ご不明の点は、ハローワーク加世田の雇用保険担当へお問い合わせください。

●再就職手当の支給申請書は、就職した日の翌日から1ヶ月以内に本人、代理人（委任状・本人確認書類が必要）、または郵送によりご提出ください（時効は2年）。

●再就職手当受給後に離職され、失業状態となった場合、ハローワークで再求職手続きをすれば残日数分を受給できる可能性があります。早めにハローワークへご来所ください。

注
意

- ◆過去3年以内の就職について再就職手当の受給歴がある方は、対象外となります。
- ◆「就職日」が給付制限期間の最初の1ヶ月以内の場合は、「自己就職」では再就職手当を利用できません（求職者マイページからのオンライン自主応募も同様）。必ず、面接の前にハローワークの職業紹介窓口で紹介状の交付を受けてください。

(※2)上限額は、「雇用保険の失業等給付受給資格者のしおり」でご確認ください。
(毎年8月1日に「毎月勤労統計」の平均給与額により改訂されます。)



挑戦を応援 可能性を応援 あなたに寄り添う

ハローワーク加世田

☎ 0993-53-5111